

常滑市太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、常滑市における太陽光発電施設の設置及び運用に関し、関係法令に定めるもののほか必要な事項を定め、その適正な実施を誘導することにより、常滑市の豊かな自然環境や美しい景観の保全と、太陽光発電施設との調和を図るとともに、設置区域及びその周辺における事故、公害及び災害等（以下「事故等」という。）を未然に防止し、市民の良好な生活環境及び地球環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電施設 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「特別措置法」という。）第2条第4項第2号に規定する再生可能エネルギー源のひとつである太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（柵その他附帯設備を含む。）をいう。
- (2) 設置事業 発電施設を設置する事業行為（土地の権利取得、伐採、造成、工事等発電施設の設置に係る事業の全てを含む。）をいう。
- (3) 事業者 設置事業を実施し、又は発電施設を管理する者をいう。
- (4) 発電事業 設置事業完了後に、事業者が行う発電に係る事業（発電施設の運用、維持管理、撤去処理に係る事業の全てを含む。）をいう。
- (5) 設置区域 設置事業を実施しようとする区域をいう。
- (6) 小規模発電施設 発電施設のうち、出力が50kW未満の施設をいう。
- (7) 大規模発電施設 発電施設のうち、出力が50kW以上の施設をいう。
- (8) 区長 常滑市区長設置規則（昭和61年常滑市規則第24号）第1条に規定する区長をいう。
- (9) 近隣関係者 次に掲げる者をいう。

ア 設置区域に隣接する土地の所有者並びに住居の所有者及び居住者、又は店舗、工場等の所有者及び職務従事者

イ 発電施設からの反射光等の影響を受けるおそれのある住居の所有者及び居住者、又は店舗、工場等の所有者及び職務従事者

(適用範囲)

第3条 このガイドラインは、常滑市内において、特別措置法第9条第1項に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請を行う設置事業及び発電事業に適用する。ただし、出力が10kW未満であって、自家消費を主な目的とするものを除く。

(設置事業及び発電事業に当たって遵守すべき事項)

第4条 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 関係法令を遵守するほか、設置区域及び周辺地域において、事故等の防止に努めること。
- (2) テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。
- (3) 発電施設の設置等によって、動植物等に与える影響を可能な限り回避するように十分配慮し、必要な措置を講ずること。
- (4) 発電施設の配置、デザイン及び色彩に関して、周囲の景観と調和が図られるように十分配慮し、必要な措置を講ずること。
- (5) 発電施設からの反射光が周辺環境を害することのないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。
- (6) 発電施設及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民及び動植物等への影響を及ぼさないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。
- (7) 発電施設の設置等に当たって、設置等の影響から文化財を保護するように十分配慮し、必要な措置を講ずること。
- (8) 施設の入口等の見やすい位置に、事業者名及び連絡先（電話番号）を明記した看板を設置するなど、緊急時連絡先を明示すること。
- (9) 設置事業及び発電事業の実施に伴い事故等が発生した場合には、自己の責任において誠意をもって解決し、再発防止のための必要な措置を講ずること。
- (10) 全ての近隣関係者（大規模発電施設にあたっては、これに加えて区長）に事業の内容等について十分な説明を行い、理解を得るように努めること。また、その他の住民から説明等を求められた場合には、誠意をもって対応すること。
- (11) 発電施設を廃止した場合は、速やかに自己の責任において、撤去等適正に処理すること。

(自粛を求めることのできる設置事業)

第5条 市長は、次に掲げる設置事業については、事業者に対して設置事業を行わないよう協力を求めることができる。

(1) 常滑市やきもの散歩道地区景観条例（平成22年常滑市条例第2号）第6条の規定に基づき定める、常滑市やきもの散歩道地区景観計画の景観計画区域内のもの

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定に基づき定める第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域におけるもの

（設置事業の届出）

第6条 小規模発電施設の設置事業を行う事業者は、設置事業に着手する30日前までに、太陽光発電施設設置届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 位置図（縮尺1/30,000～1/2,500）

(2) 発電施設設計図

(3) 公図の写し（地番、所有者を記入すること。）（縮尺1/600）

(4) 近隣関係者への事業説明結果報告書

(5) 発電施設の設置確認表

(6) その他市長が必要と認めるもの

2 大規模発電施設の設置事業を行う事業者は、設置事業に着手する30日前までに、太陽光発電施設設置届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 位置図（縮尺1/30,000～1/2,500）

(2) 発電施設設計図

(3) 法人の登記事項証明書（事業者が法人の場合に限る。）

(4) 公図の写し（地番、所有者を記入すること。）（縮尺1/600）

(5) 土地利用計画平面図（設置区域が1,000m²以上で、土砂の採掘、埋立等、土地の形態変更を伴う場合に限る。）（縮尺1/1,000～1/500）

(6) 土地利用計画縦断図（設置区域が1,000m²以上で、土砂の採掘、埋立等、土地の形態変更を伴う場合に限る。）（縮尺1/200～1/100）

- (7) 土地利用計画横断図（設置区域が1,000m²以上で、土砂の採掘、埋立等、土地の形態変更を伴う場合に限る。）（縮尺1/200～1/100）
- (8) 排水計画平面図（設置区域が1,000m²以上で、土砂の採掘、埋立等、土地の形態変更を伴う場合に限る。）（縮尺1/1,000～1/500）
- (9) 排水構造図（設置区域が1,000m²以上で、土砂の採掘、埋立等、土地の形態変更を伴う場合に限る。）
- (10) 近隣関係者及び区長への事業説明結果報告書
- (11) 発電施設の設置確認表
- (12) その他市長が必要と認めるもの

3 前2項の規定にかかわらず、平成31年1月1日から同年同月31日までの間に設置事業に着手する事業者は、速やかに届出書等を提出すること。

（その他の届出）

第7条 事業者は、前条の規定に基づき届出をした内容に変更が生じた場合、太陽光発電施設設置変更届出書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 事業者は、事業を廃止する場合、太陽光発電施設廃止届出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（指導及び助言）

第8条 市長は、このガイドラインの目的を達成するため、必要と認めるときは、指導事項等通知書（様式第4号）により事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定による指導を受けたときは、処理状況報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（市の事務分担）

第9条 このガイドラインに基づく事務は、環境経済部生活環境課が担当する。ただし、第8条に規定する事務は、関係課が担当する。

（その他）

第10条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

このガイドラインは、平成31年1月1日から施行する。